

# 白川村 景観計画

## 目次

第1章 はじめに	3
1. 白川村景観計画策定の背景と目的	
2. 白川村の景観特性	
(1) 空間構造	
(2) 景観の捉え方	
①美しい山々と河川の景観	
②人の暮らしが息づく集落の景観	
③自然や歴史文化を楽しむことができる道の景観	
3. 白川村景観条例および本景観計画の位置づけ	
(1) 総合計画との関係	
(2) 世界遺産マスタープランとの関係	
(3) その他法制度との関係	
第2章 景観計画の枠組み	9
1. 景観形成の目標	
2. 景観形成の仕組みと区域設定	
(1) 景観計画区域	
(2) 重点景観形成地区	
①荻町地区	
②世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区	
③平瀬地区	
(3) 景勝ルート	
第3章 届出対象行為と届出の手続き	19
1. 届出対象行為	
(1) 景観計画区域	
(2) 重点景観形成地区	
2. 届出に際して必要となる書類	
3. 届出の手順	
第4章 景観形成の内容	23
1. 景観計画区域における景観形成の方針と景観形成基準	
2. 重点景観形成地区における景観形成の方針と景観形成基準	
(1) 荻町地区	
(2) 世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区	
①農地として主に利用されている区域	
②宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域	
③文化財としての価値を有する区域	
④河川区域	
⑤森林区域	
(3) 平瀬地区	
3. 公共事業および電気・通信などのインフラの整備方針	

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	39
1. 景観重要建造物、景観重要樹木とは	
2. 指定の方針	
第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	40
1. 農業振興地域整備計画とは	
2. 保全・形成すべき農業景観の特色	
3. 景観を保全・創出するための方針	
第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限	41
1. 屋外広告物の制限について	
2. 制限の方針	
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準	42
1. 景観重要公共施設とは	
2. 景観重要公共施設の指定の方針	
第9章 景観形成を支援する仕組み	43

# 第1章 はじめに

## 1. 白川村景観計画策定の背景と目的

白川村の景観は、霊峰白山に代表される雄大な山々を背景に、豪雪地帯という厳しい気候の中で、長年人が自然と共存しつつ住み続けてきた歴史によって形成されてきました。豊かな森林は、白山国立公園や天生県立自然公園に指定され、貴重な植生が高く評価されています。また、それらの険しい山々の間を縫うように庄川が流れ、その流域に集落が形成されました。日本有数の豪雪地帯であることや、永く往来が限られ、秘境とも称される環境であったことが、合掌造り家屋を代表とする独自の文化を生み出し、荻町地区は世界文化遺産にも登録されています。この景観は、私たち村民の誇りであるとともに、訪れる人にも感動を与えています。白川村が美しい村でありつづけるためには、「自然」と「人の暮らし」とが融合したこの景観について理解し、村の財産として皆で大切に育てる必要があります。

村ではこれまでに、「白川村自然環境の確保に関する条例」の制定（昭和48年）や、荻町地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定（昭和51年）、世界文化遺産の登録に伴う緩衝地帯の設定（平成7年）、平瀬地区の街並み整備の取り組み（平成15年～）などにより、景観形成が行われてきました。白川村の持つ豊かな自然環境や歴史風土に育まれた美しい風景を守り、つくり、育てることにより、安らぎと生きがいのある村民の生活の向上と、村民が愛着と誇りを持つ郷土の創出を目指すべく、本景観計画では景観形成のための具体的な方針や基準を定めます。



## 2. 白川村の景観特性

### (1) 空間構造

「白川郷」とは、現在の白川村と高山市荘川町とを合わせた範囲のことを指しているといわれ、明治22年に白川郷の41ヶ村のうち北半分の23ヶ村が白川村、南半分の18ヶ村が荘川村となりました。

白川村は面積が356.64km<sup>2</sup>（岐阜県の約3%）と大きく、そのうち95.7%を山林が占めています。そして、郡上市高鷲町ひるがのの分水嶺を源流とする庄川が、村の中央を南から北に貫流しています。集落は、その流域の河岸段丘上、および谷川の開口場所に広がる扇状地（木谷・稗田）、庄川の本流を離れた谷底の堆積地（牛首・大窪・馬狩・加須良）に形成されています。特に、大郷地区（荻町・鳩谷・飯島）と、平瀬地区において河岸段丘が発達しています。現在、18の集落に1,705人、574世帯（平成26年10月1日現在）が暮らしています。



白川村の航空写真（google map より転載）

豊かな森林資源に囲まれた村であることがわかる。

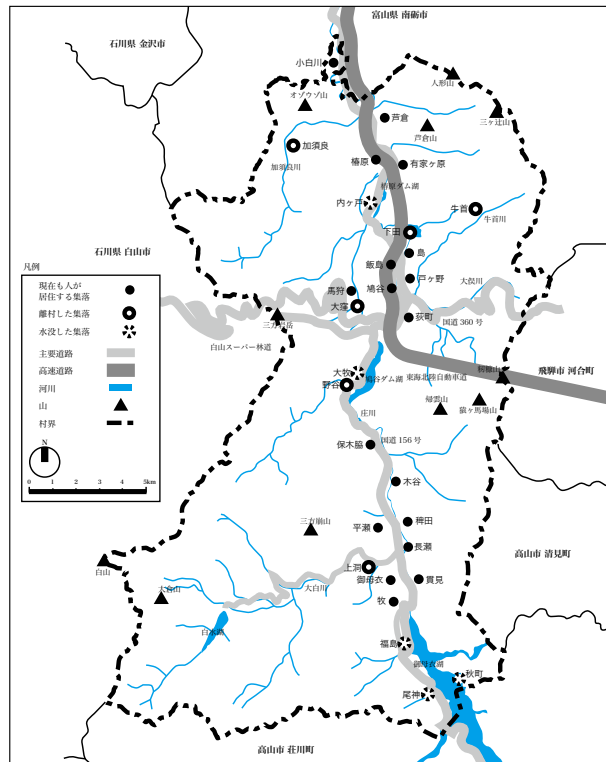


図1 白川村集落位置図

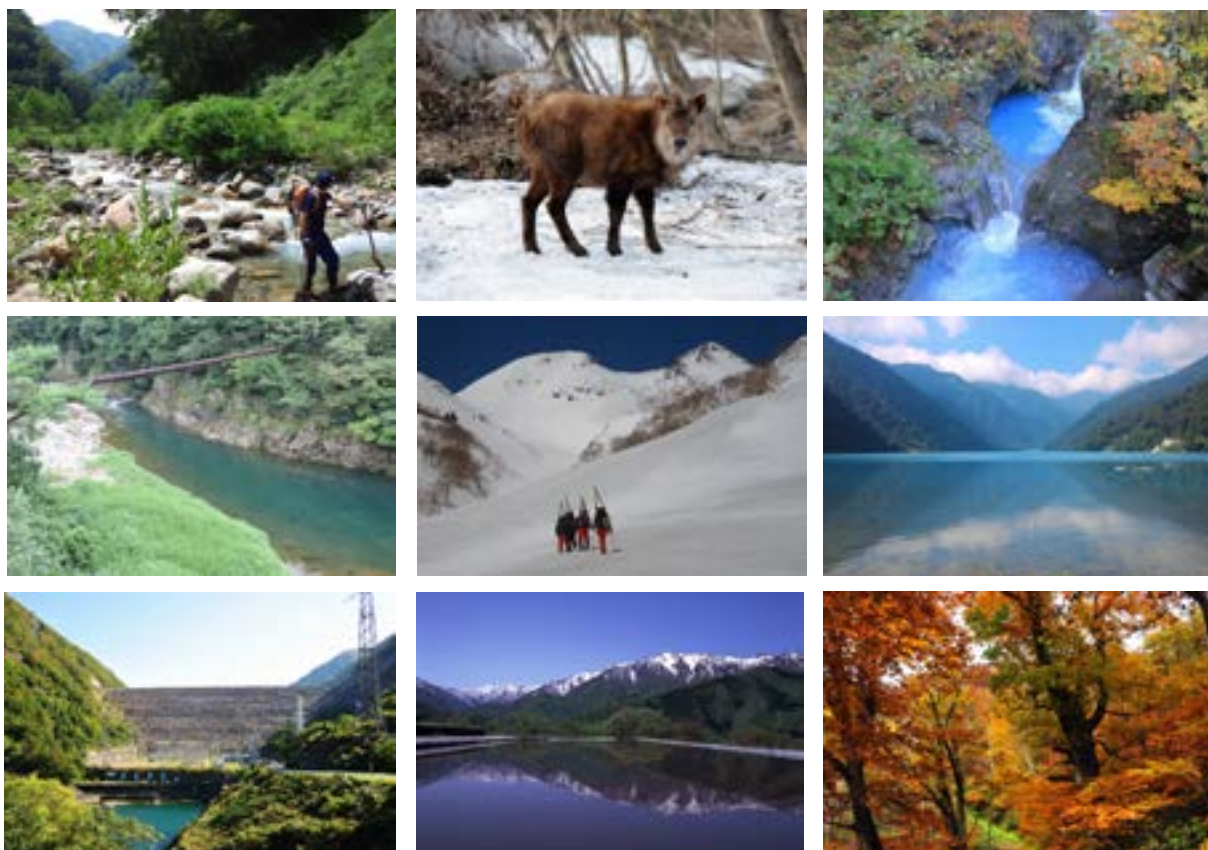
様々な規模の集落が、主に庄川の河岸段丘上に立地している。その一つが世界文化遺産に登録されている荻町集落である。

## (2) 景観の捉え方

### ①美しい山々と河川の景観

村の植生は、白山山系植物区に属しています。標高2,400m以上の高山帯はハイマツ林、1,600m以上の亜高山帯はダケカンバ林、約400～1600mの山地帯はブナ林がよく発達しており、樹相の変化が魅力です。チシマザサを伴う日本海側型の植生で、落葉樹としてミズナラ、コナラ、シラカンバ、ムラサキヤシオツツジなどがみられ、常緑樹としてエゾユズリハ、ハイイヌツゲ、ハイイヌガヤなどがみられます。庄川本流沿いには、ブナーミズナラ林を主体として、オオカニコウモリ、チョウジャギク、ハクサンカメバヒキオコシなどが混生しています。これらの森林は、ブナ林をはじめとする貴重な植生の宝庫というだけでなく、水源涵養林としての役割も果たし、新緑や紅葉などの四季折々の変化は人の目も楽しませてくれます。加えて、白山連峰や初穂山などは景色としてだけでなく、登山やトレッキングを楽しむ場としても人気があります。

庄川を中心とした河川やダム湖も、白川村を特徴づけるものとなっています。集落の居住域も河岸段丘という川の流れてによって形づくられたものであり、川と一緒に人の暮らしはあると言え、釣りを楽しむ場にもなっています。また、白川村の近代化を進めたダム・発電所建設は、その静かな湖面の景色を含め、村の魅力的な景観特性となっています。特に御母衣ダムは、白川村の最も上流にあるロックフィルダムとして、迫力ある景色を生み出し、白水湖は湖面の色の美しさが人を惹き付けています。



## ②人の暮らしが息づく集落の景観

集落内には、限られた平坦地に農地と宅地、それらをつなぐ道路や水路が、地形を読み解いた上で合理的に配置されており、灌漑ができない平地は畑にして自給自足の生活を営んでいました。集落周辺の山々は、焼畑や茅場、採草地、山菜やキノコ、トチの実等の採取の場、薪や建材の調達の間として、生活と密接につながった里山として活用されていました。

そういった環境の中で、江戸時代までは煙硝生産、昭和40年代までは養蚕が現金収入を得る伝統的な産業として営まれていました。まさに合掌造り家屋は、床下で煙硝をつくり、アマの空間を利用して蚕を飼うために発達したと言われており、白川村を象徴する建物となっています。現在、まとまった数の合掌造り家屋が保存されているのは、世界文化遺産に登録されている荻町地区のみとなっています。しかしそれ以外の集落にも、合掌造り家屋や、合掌屋根は降ろしているものの軸部の構造はそのまま活用されている住宅や倉庫などが残っています。

集落それぞれに規模や形態、歴史は異なりますが、白川村の特徴的な気候や地形などを基盤（条件）として育まれた暮らしの知恵や工夫の上に成り立っています。地域によっては、大家族制など独自の暮らし方も集落空間の形成に影響を与えました。生活様式は時代に合わせて変化していますが、集落内の固い結束、祭りや伝統芸能が受け継がれており、どの集落も白川村らしさを持っています。

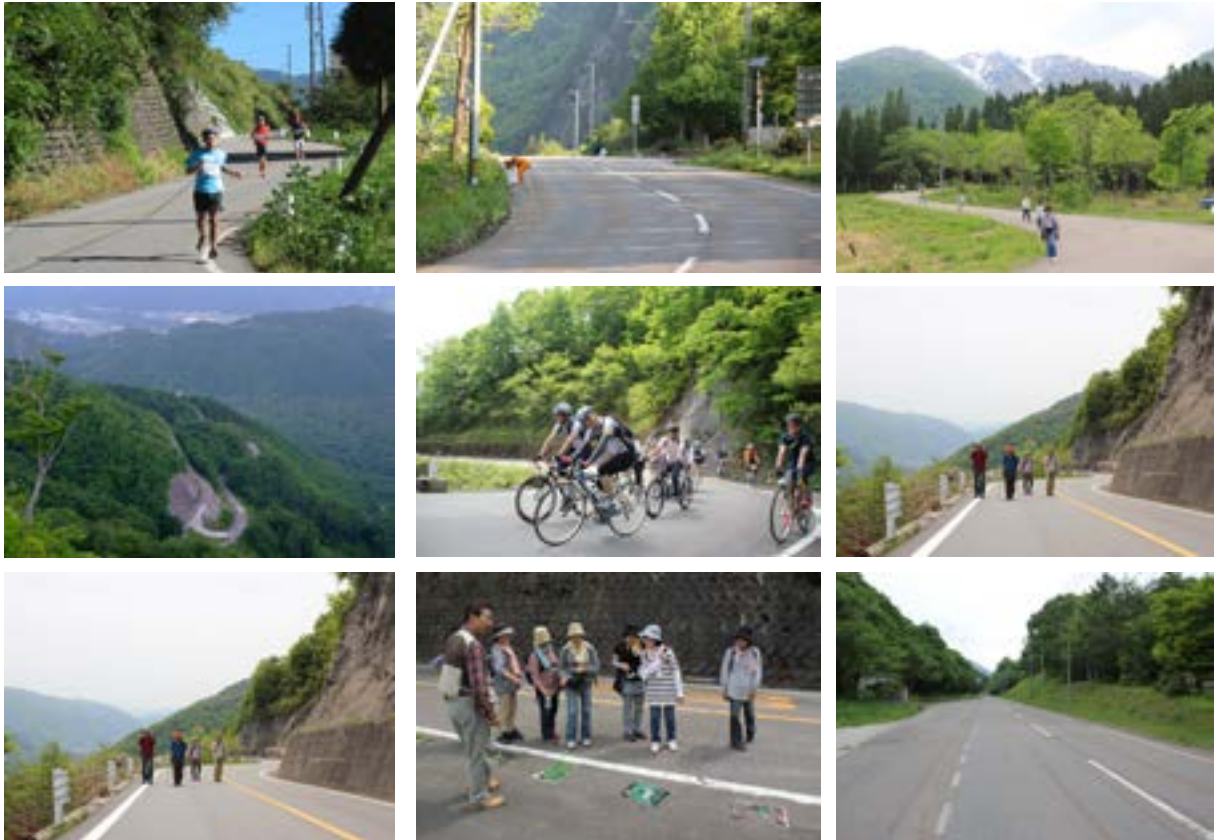
平瀬・御母衣地区はその中でも少し特殊な歴史をたどりました。戦後の高度経済成長期におけるダム・発電所建設および鉱山開発により、土木工事や鉱山関係者の大量入村の受け皿となり特に発展したのです。その後、建設工事の完了や閉山により人口が流出しましたが、他の集落にはない町の構造と、大白川ダムを建設する際の補償による温泉の引湯、温泉旅館の町並みが、平瀬地区を特徴づけています。



### ③自然や歴史文化を楽しむことができる道の景観

白川村の各集落は、国道156号でつながっています。もちろん、ダム開発の影響や道路改良、通過交通と集落内交通の分離によるルート変更もありますが、過去も現在も、人や物、文化が往来する道と言えます。また、白川村には、世界遺産となっている荻町地区や、白山国立公園や温泉を資源とする平瀬地区などの観光資源がありますが、それらを繋ぐのも国道156号であり、魅力的な四季折々の景観を楽しみながらドライブできる景勝道路となっています。この国道は、五箇山も含めて「合掌街道」として風景街道の一つに位置づけられている他にも、「さくら街道」として荘川桜などの桜を楽しむことができる道路としても位置づけられています。

また、国道156号以外にも、天生県立自然公園にアクセスでき、飛騨市とつながる国道360号や、白山市とつながる白山スーパー林道、白山国立公園へのアクセス道路である県道白山公園線も、豊かな自然景観を体感できる景勝道路です。これらの道路は、マラソン・ウォーキング・トレッキングの場としての活用が進んでおり、道路とそこから見える景観そのものが観光資源として着目されています。





### 3. 白川村景観条例および本景観計画の位置づけ

本景観計画および白川村景観条例は、平成 20 年 3 月に景観法の委任条例として改正された「白川村景観条例」と、同時期に策定された「白川村景観計画」を、総合計画で定められた施策や世界遺産マスタープランの方針を実現するために改正するものです。

#### (1) 総合計画との関係

平成 23 年 3 月に策定された白川村第六次総合計画（2011～2020 年）において、白川村は「日本一美しい村」を目指し、調和のとれた集落環境の保全と形成、歴史・文化資源の保護と継承等を施策として定めています。本計画では、この施策を実現するための方針や手段を定めています。

#### (2) 世界遺産マスタープランとの関係

白川村は、世界遺産の資産である荻町地区と共に、その周辺環境を緩衝地帯として守ることが義務づけられています。その緩衝地帯の保全は、白川村景観条例および本景観計画で担保される仕組みとなっています。平成 22 年 12 月に、世界遺産の永続的な継承と地域の持続的発展を共に実現させるために策定された「世界遺産マスタープラン」で示されている緩衝地帯の保存管理の方針を、具体的に実現するための詳細を定めたものとなっています。

#### (3) その他法制度との関係

本景観計画にて、重点景観形成地区の一つに定められている荻町地区は、伝統的建造物群保存地区保存条例および計画により景観保全が既に行われている地区です。その条例および計画を尊重し、そこで定められている景観保全方針を反映させています。また、白川村では森林法、農地法・農振法、自然公園法、鳥獣保護法、砂防法により、既に土地利用の方針が定められ、開発が規制されている土地が多く存在します。その土地利用の方針をふまえた上で、景観形成を行います。

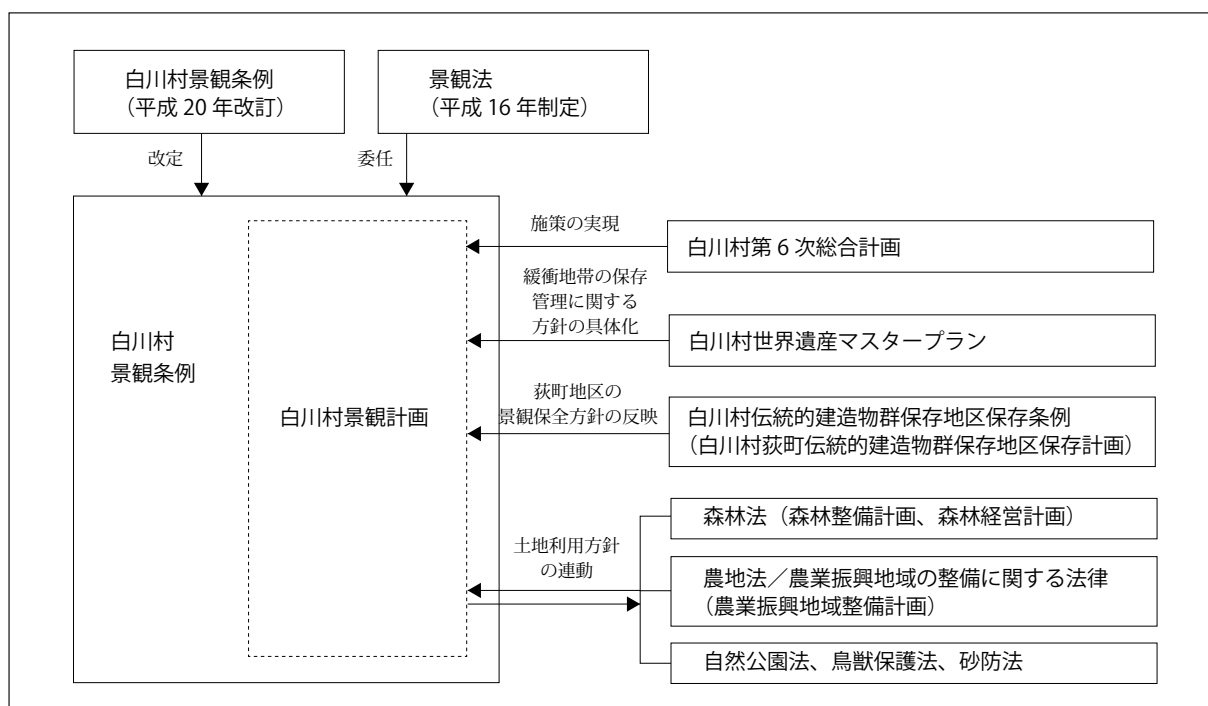


図 2 景観条例および景観計画と既存法制度や計画との関係性

## 第2章 景観計画の枠組み

### 1. 景観形成の目標

白川村の空間構造と景観の捉え方をもとに、3つの景観形成の目標をさだめます。

#### 緑豊かな自然環境と共に生きる景観形成

##### ○山並み景観の保全

- ・既存法制度による森林資源の保護
- ・自然環境を楽しむ施設の自然景観への配慮
- ・良好な眺望点の保全、維持

##### ○庄川の緑地景観の保全



#### 伝統を受け継ぎ、新たな歴史を創る景観形成

##### ○集落毎の情緒ある景観形成

- ・それぞれの景観特性やまちづくりの方針に基づいた個性の創出  
(重点景観形成地区の設定)
- ・歴史や文化を表す建造物や、景観上重要な水路や樹木、水田等の耕作地の保全

##### ○周辺の自然環境も含んだ農山村の風致(味わい)を活かした景観形成

- ・憩いの場となる公園緑地の整備、寺社林や住宅地等の身近な緑の育成による潤いのある生活環境の保全
- ・里山や河川などの周辺緑地と一体となった景観形成



#### 村の魅力を繋いでもてなす景観形成

##### ○魅力ある沿道景観の保全

- ・沿道の景観形成を推進する景勝ルートの設定
- ・景観に配慮した公共施設や観光案内サイン等の整備



## 2. 景観形成の仕組みと区域設定

### (1) 景観計画区域

「景観計画区域」とは、景観条例や景観計画が対象とする範囲のことを指します。

本景観計画では、「日本一美しい村 白川郷」の目標に向かって、また世界遺産の緩衝地帯第II種として、村全体で景観形成の取り組みを進めるために、白川村全域を景観計画区域とします。

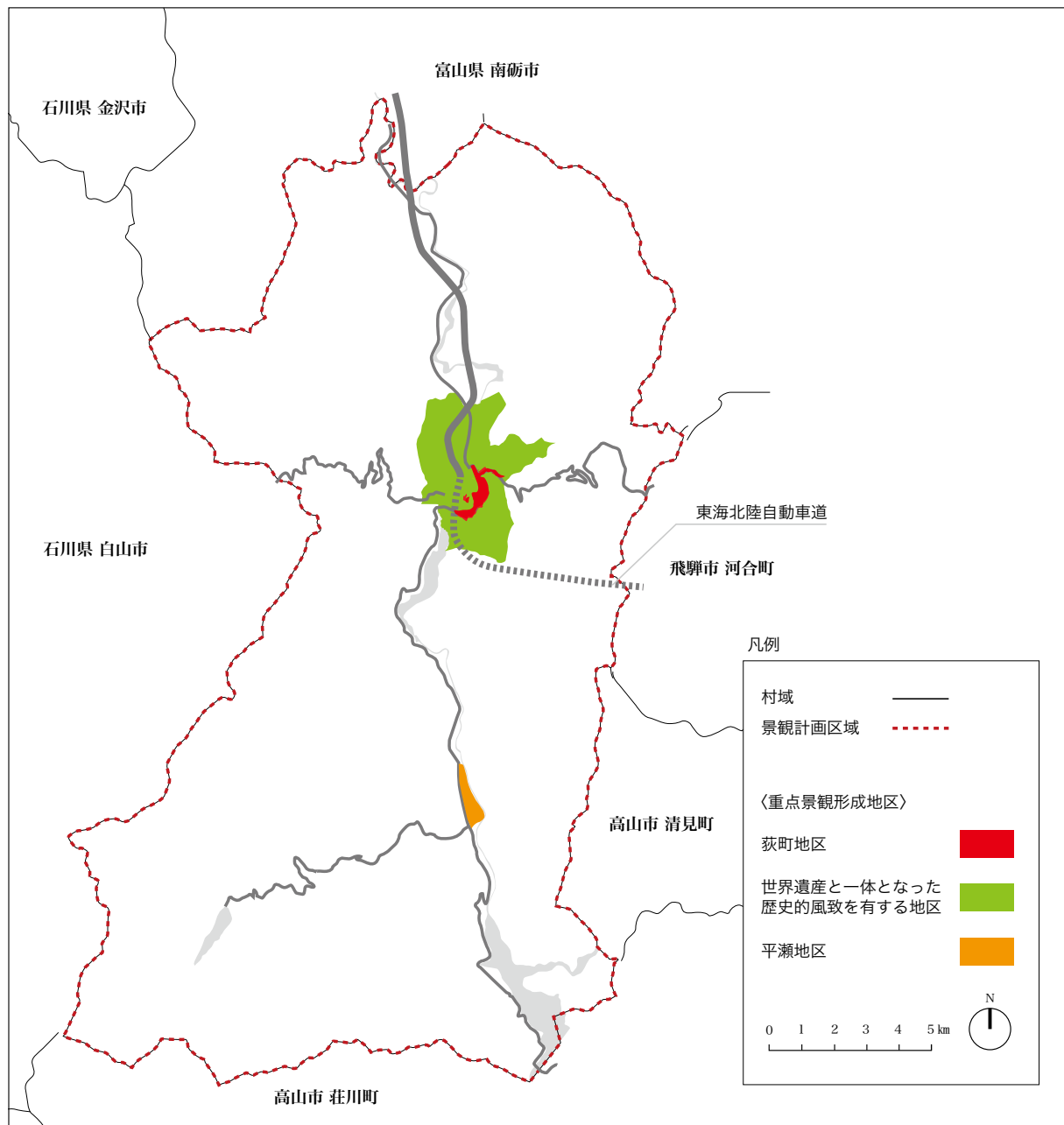


図3 景観計画区域および重点景観形成地区の位置図

## (2) 重点景観形成地区

「重点景観形成地区」とは、景観特性が他と異なる場合や、新たな方法で景観形成を図る場合に、別途、限定的に設定する区域です。より詳細な景観形成の方針等を定めることができます。

本景観計画では、「荻町地区」「世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区」「平瀬地区」を重点景観形成地区として設定していますが、今後も必要に応じて、将来に向けて白川村らしさを形成していく地区として以下のような地区を重点景観形成地区に設定します。

- 自然環境と調和している、歴史的な雰囲気を残している等の地域の魅力を継承するために、景観を保全する必要がある地区
- 商業施設や工場等が集積する等の開発の可能性があり、周辺環境との調和のとれた景観を形成する必要がある地区
- その他、景観形成を図る必要があると認められる地区

### ①荻町地区

昭和51年に白川村伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、重要伝統的建造物群保存地区として選定された荻町地区は、白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画が定められており、伝統的建造物及び環境物件の適切な維持管理が義務づけられています。その他の建築物の新築・改築等も原則禁止とされ、許可される場合も地区内の歴史的風致に調和した形態が求められる等、伝統的な集落景観の保全に取り組んできました。平成7年に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界文化遺産に登録されています。



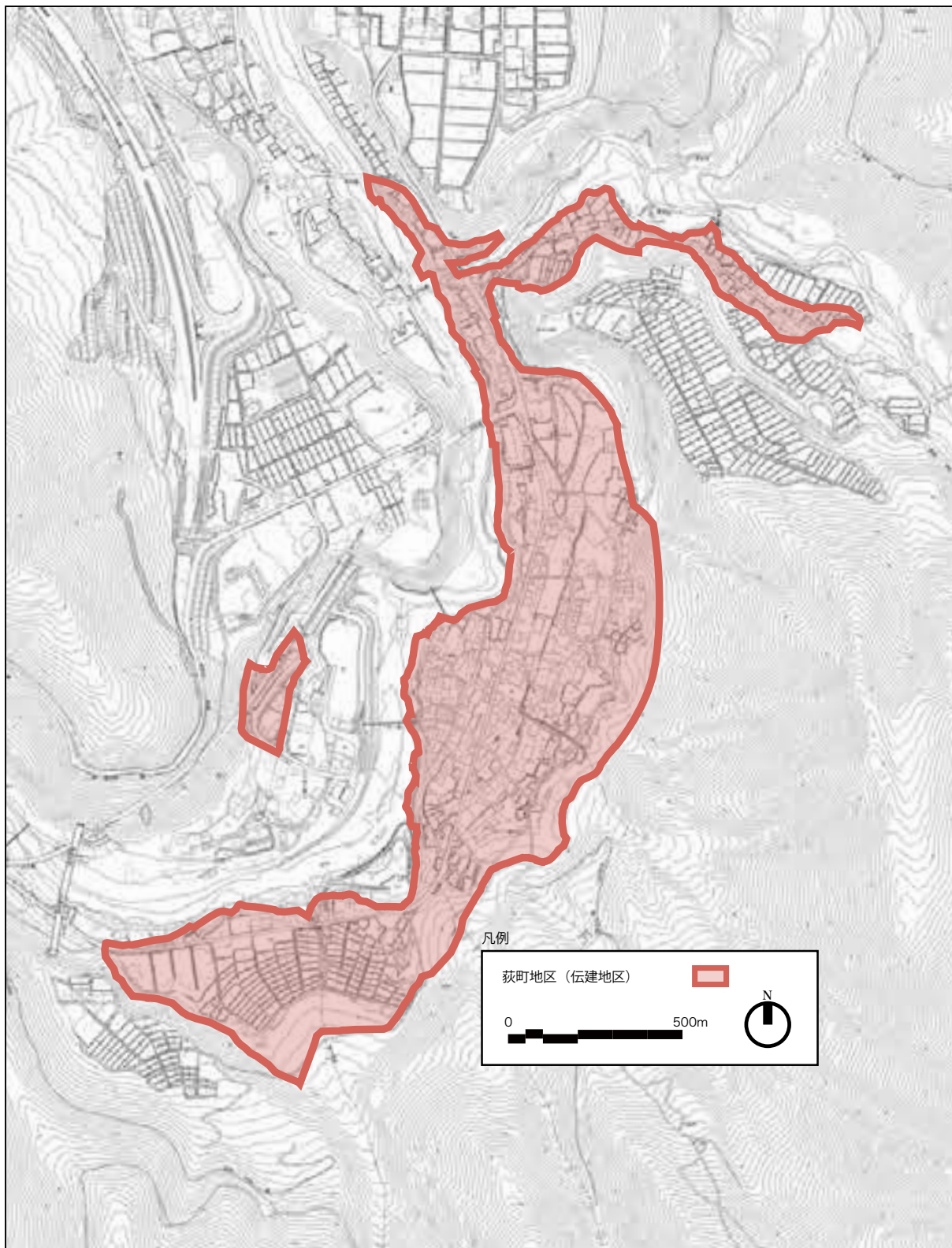


図4 萩町地区の範囲図

## ②世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区

この地区は、世界遺産である荻町地区全域や荻町城趾などの重要な視点場から見える範囲に加え、白川郷 IC から荻町地区までに広がる飯島・鳩谷・戸ヶ野・島地区を含んだ範囲です。世界遺産登録時に設定された緩衝地帯第Ⅰ種を包含しています。この地区は、以下の考え方に基づいて設定されています。

### 〈世界遺産の緩衝地帯として景観を保全するという考え方〉

緩衝地帯第Ⅰ種地域は、平成6年に改正した「白川村自然環境の確保に関する条例」、および平成15年に制定した「白川村景観条例」（この条例の制定により、「白川村自然環境の確保に関する条例」は廃止）により、「歴史的文化的景観保護地区」として大規模な開発行為が制限されてきた地区です。しかし、「世界遺産マスタープラン」を策定する際の審議において、この第Ⅰ種地域は、世界遺産である荻町地区の中心部と展望台から見える範囲に留まっており、荻町地区北部から見える範囲などが含まれていないという問題が指摘されました。したがって、本景観計画では、この不足している範囲についても第Ⅰ種地域に準ずる地域として同様の考え方で保全施策を拡大します。すなわち、概ね荻町地区内全域から見える範囲および、地区外の重要な視点場から見える地域全体について、歴史的風致を形成する地区として保全します。

※平成20年に策定された景観計画内で設定していた「寺尾地区」「緩衝地帯第Ⅰ種（寺尾地区を除く）」は、世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区に包含されています。

### 〈世界遺産への入り口として景観を形成するという考え方〉

観光客の大半は白川郷 IC を利用して世界遺産へ訪れており、飯島・鳩谷・島・戸ヶ野は、それぞれが歴史のある集落であるとともに、世界遺産への入り口として重要な地区となっています。特に国道156号の沿道は、開発の可能性があり、沿道景観の形成が課題とされてきました。本景観計画では、これらの集落の範囲を含み、景観と調和するように開発行為を誘導するための「世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区」とします。また、これをきっかけとして集落ごとにまちづくりの方針を定めたり、独自の景観形成を進めることができるようにします。

世界遺産と一体となった歴史的風致を有する地区は、主に人が住んでいる区域（宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域）と、農地・河川・森林などの人が住んでいない区域とに分けることができます。当該地区においては、主に農地・河川・森林が広がる区域は、それらの土地利用を継承することで景観を保全し、宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域は、各集落のコミュニティやまちづくりを尊重しつつ、世界遺産の入り口としてふさわしい景観を形成する必要があります。



また、「世界遺産マスタープラン」では、世界遺産の周辺環境を「農地として主に利用されている区域」「宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域」「史跡地などの文化財的な価値を有する区域」「森林区域」「河川区域」に分け、各区域の景観特性に応じた届出対象行為と景観形成の方針や基準を設定することを求めています。本景観計画では、マスタープランの方針をもとに、当該地区を以下（表1、図5）のように区域設定し、個々の区域の特性に応じたきめ細かな景観形成を促します。

表1 世界遺産と一体となった歴史的風致を有する地区内の各区域の概要

区域名	区域の概要
農地として主に利用されている区域 (上町ノ上、寺田、寺尾、上長、下ゴソ、シュウト尻)	上町ノ上、寺田、上長、下ゴソ、シュウト尻には、集落の生活を支えるために歴史的に耕やし続けられてきた大切な農地が広がっています。特に、寺田・下ゴソ・シュウト尻は重点景観形成地区である「荻町地区」に隣接し、上長は展望台への主要動線となっており、世界遺産と一体となった景観保全を進めるべき重要な区域です。また、寺尾は鳩谷区の範囲ですが、特に展望台からの眺望景観上、保全が必要な区域とされています。
宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域 (小呂、下ゴソ、寺田、上長、高速道路敷地、飯島・鳩谷・島・戸ヶ野)	宅地や駐車場などの開発が既に行われている区域を指します。特に、小呂、下ゴソ、寺田、上長は重点景観形成地区である「荻町地区」と近接しており、各方面からの世界遺産の入り口に位置しています。荻町区とは異なる飯島・鳩谷・島・戸ヶ野についても、白川郷ICから「荻町地区」に向かう主要道路である国道156号を中心に広がっており、沿道景観を検討する上で重要な区域です。また、鳩谷・戸ヶ野の南側は、開発の規模によっては「荻町地区」からの景観に影響を与える懸念があります。
文化財としての価値を有する区域	村文化財として史跡指定されている荻町城趾の範囲。典型的な中世の山城で、台地には櫓仕組みがあったと推定されており、眼下に広がる荻町地区と関連する重要な区域です。近年、公的な展望台として積極的に活用されており、駐車場や、展望の際の安全を確保する柵も整備されています。
河川区域	庄川と宮谷川の河川区域。一部、河川公園として弥陀島公園を整備しており、観光繁忙期には臨時駐車場として活用しています。この区域は一級河川となっており、河川区域および河川区域から28mの河川保全区域での一定の変更行為に関しては、岐阜県の許可が必要となっており、既に開発規制が実施されています。
森林区域	庄川を挟んで東西に広がる森林区域。森林法に基づく保安林、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づく鳥獣保護区、砂防法に基づく砂防指定地に位置づけられている範囲は、木竹の伐採や開発行為が厳しく制限されています。それ以外の範囲においても急傾斜地が多く、森林および里山としての管理活用を図るべき区域となっています。 また、荻町や飯島の森林は、岐阜県自然環境保全条例により貴重なブナ林としてその価値が認められています。

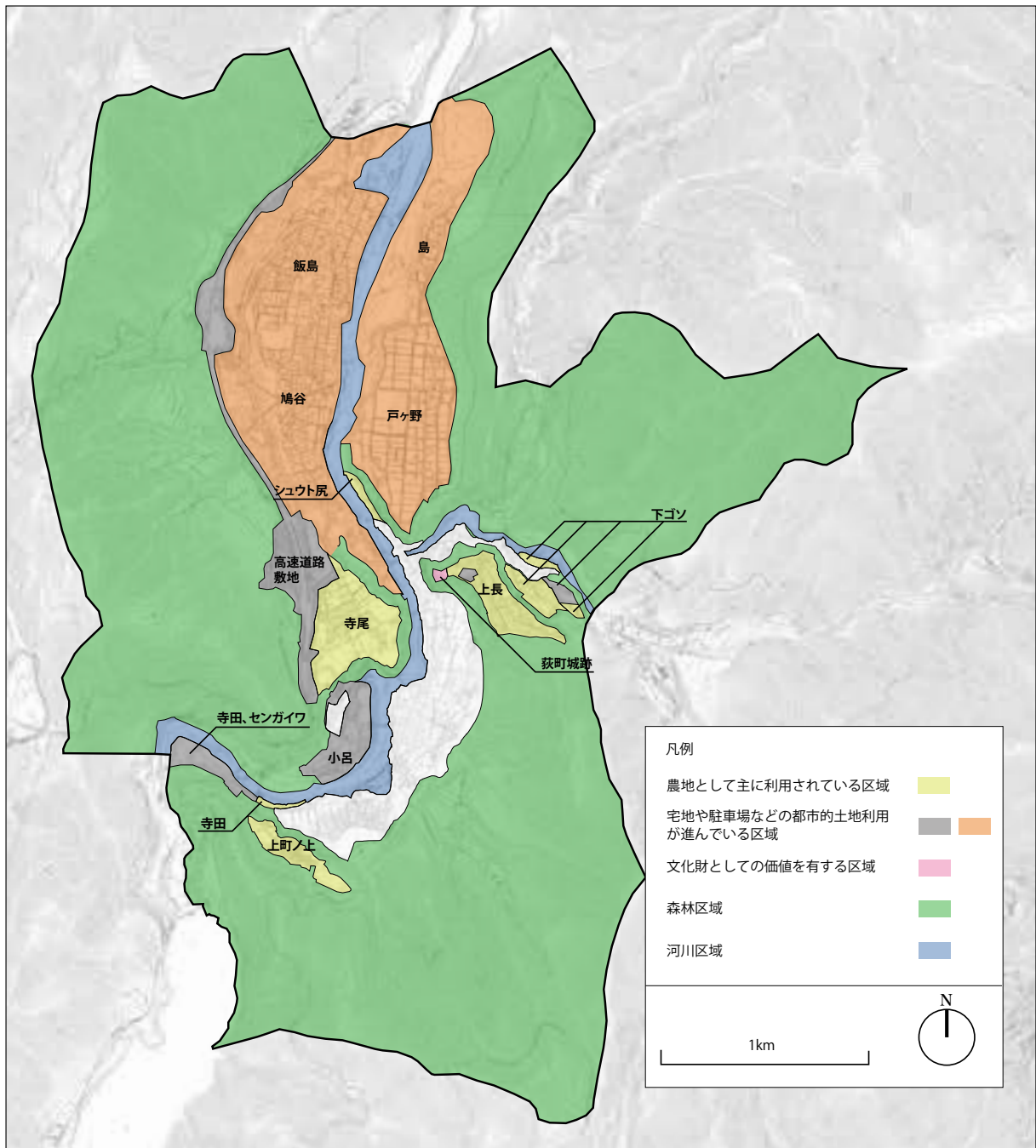


図5 世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区の範囲と区域設定



### ③平瀬地区

平瀬地区は、白山と庄川に代表される豊かな大自然に抱かれ、その中に農村集落、鉱山のまち、電源開発のまち、温泉のまちとしての歴史を感じさせる風景が息づいており、周辺には白山国立公園、重要文化材の旧遠山家、県指定文化財の白水の滝（名勝）、地区内には村指定文化財のろくべのイチイ等、村の歴史を伝える多くの資源があります。

特に平瀬温泉は、江戸時代から白山登山とともに有名であった大白川温泉一体が、ダム建設のため水没するのを惜しんで昭和42年に引き湯して営業を開始し、子供に恵まれる「子宝温泉」としても知られています。近年は、しらみずの湯や道の駅飛騨白山も整備され、日帰り観光客も訪れやすい環境が整備されました。加えて、街なみ環境整備事業も導入され、景観形成や空間整備が行われてきました。

一方で、荻町地区の世界遺産登録や、東海北陸自動車道白川郷ICの開設などにより、大郷地区への観光客の集中や、平瀬を含む南部地区の人口減少の深刻化などの問題も抱えています。本景観計画においても平瀬地区を重点景観形成地区として設定し、「平瀬地区風景づくり協定」を継承し、平瀬地区をより魅力的にするとともに、白山国立公園などの豊かな自然にとどまらず、歴史や文化、生活の営み、人の温かさも含む多様な資源を活かした活性化を目指します。



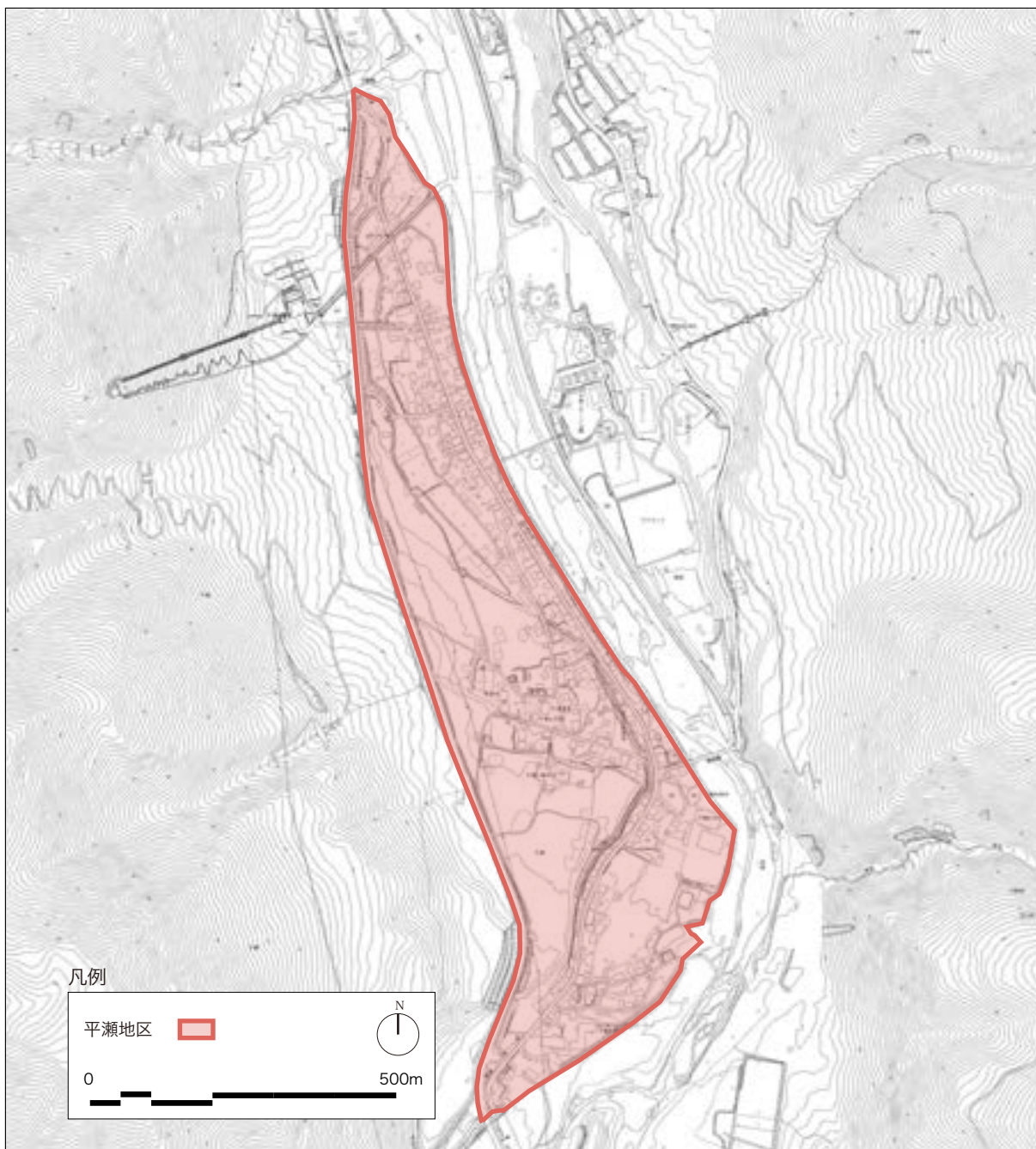


図6 平瀬地区の範囲図

### (3) 景勝ルート

「景勝ルート」とは、特にそこから見える景観に配慮し、沿道景観を保全・形成すべき道路をのことを指します。

届出対象行為の書類提出の際には、この景勝ルートからどのように見えるのかを明らかにした、写真やパース図（完成予想図）などを資料として提出することを求めます。図7に示す以外にも、必要に応じて景勝ルートを追加します。

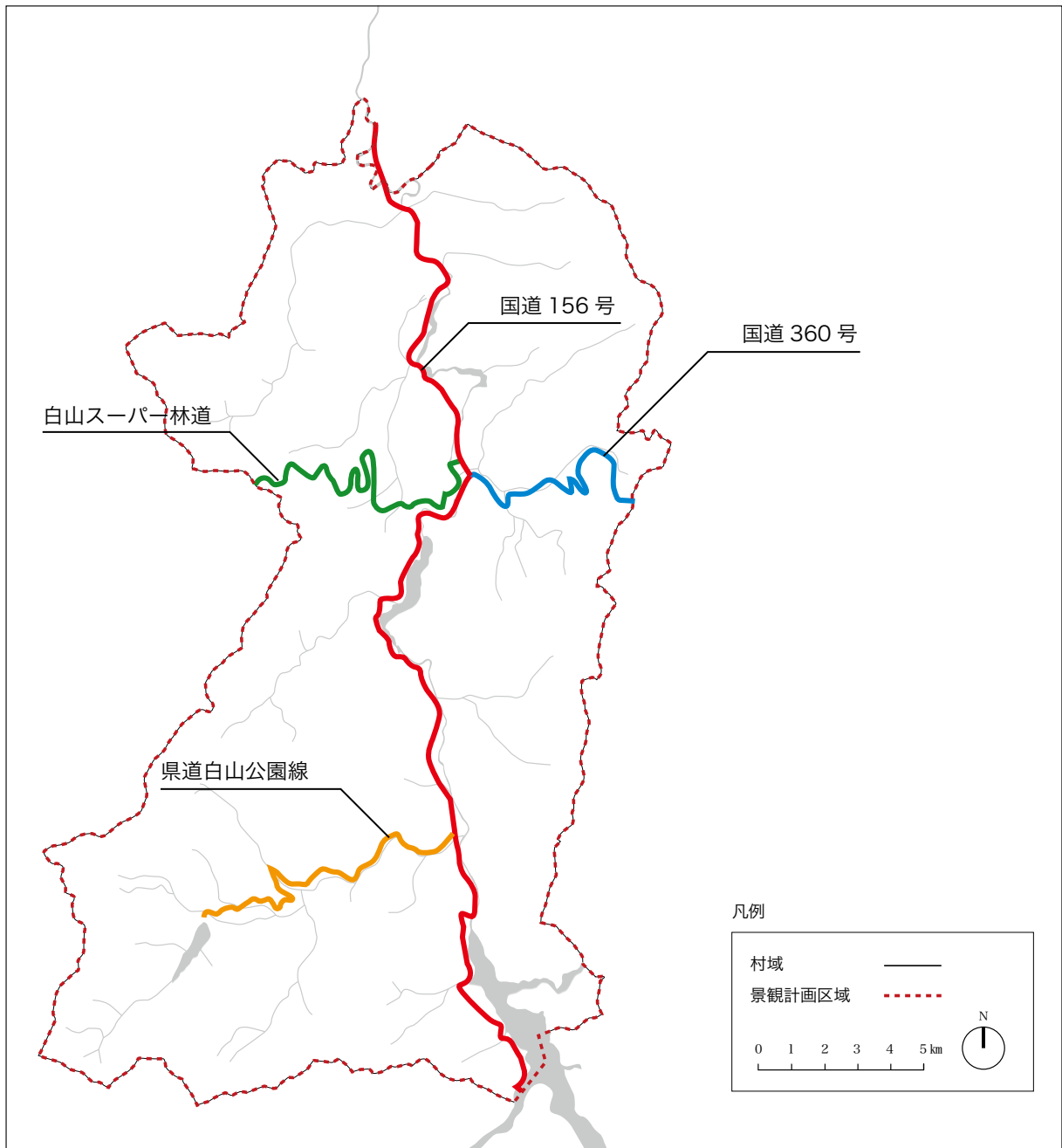


図7 景勝ルートの位置図

## 第3章 届出対象行為と届出の手続き

### 1. 届出対象行為

#### (1) 景観計画区域

条例で定める景観計画区域（重点景観形成地区を除く）の届出対象行為は表2のとおりです。

#### (2) 重点景観形成地区

条例で定める重点景観形成地区の届出対象行為は表2のとおりです。

表2 届出対象行為の一覧表

行為の種別	景観計画区域	重点景観形成地区						平瀬地区
		荻町地区	世界遺産と一体となった歴史的風致を有する区域				宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域	
			文化財としての価値を有する区域	農地として主に利用されている区域	森林区域	河川区域		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が1,000㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が15m以上のもの	白川村伝統的建造物群保存地区保存条例に従う。  （白川村伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の許可を受け、または同条例第8条の規定による協議もしくは同条例第9条の規定による通知をして行う行為については届出を必要としない。）	規模などに関係なくすべての変更行為	当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が10㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が10m以上のもの	当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が100㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が10m以上のもの	当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が300㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が10m以上のもの	当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が500㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が15m以上のもの	
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	当該工作物の築造面積（増築にあつては増築後の築造面積）が1,000㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が15m以上のもの			当該工作物の築造面積（増築にあつては増築後の築造面積）が10㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が10m以上のもの  擁壁などについては高さ3m以上のもの			当該工作物の見付面積（増築にあつては増築後の見付面積）が50㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が10m以上のもの  擁壁などについては高さ3m以上のもの	当該工作物の築造面積（増築にあつては増築後の築造面積）が50㎡以上または高さ（増築にあつては増築後の高さ）が15m以上のもの
宅地の造成、道路の開設、その他土地の区画形質の変更	面積が1,000㎡以上のもの			面積が10㎡以上のもの	面積が100㎡以上のもの	面積が100㎡以上、またはすべての田および畑における形質の変更	面積が300㎡以上のもの	面積が500㎡以上のもの
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	面積が1ha以上のもの							面積が1ha以上のもの
森林、木竹の伐採		面積が10㎡以上のもの	面積が100㎡以上のもの					
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	面積が1ha以上のもの、かつ堆積する期間が180日を超えるもの			面積が100㎡以上または堆積の高さが3m以上のもの、かつ堆積する期間が60日を超えるもの		面積が1ha以上のもの、かつ堆積する期間が180日を超えるもの		

で囲まれた重点景観形成地区における建築物、工作物にかかる行為は、特定届出対象行為。

〈特定届出対象行為とは？〉

特定届出対象行為に該当する場合、良好な景観形成のために必要があると認めるときには、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に対し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます（景観法第17条1項より）。

## 2. 届出に際して必要となる書類

届出にあたっては、定められた届出書以外に、開発行為の内容がわかるように以下の資料を添付してください。

### 〈届出書〉

行為を行う場所、種別、概要、工事予定期間などを記載します。

(白川村役場ホームページからダウンロードできます。)

備考欄もしくは別紙で、該当する景観計画の景観形成の方針や基準に対する具体的な景観への配慮事項を記述してください。

### 〈図面〉

計画の具体的な内容を記載した下記の各種図面を添付してください。

- ・位置図：開発行為を行う土地が、村内のどこに位置するのかを把握できる図面です。
- ・配置図：建物だけではなく樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性がわかる図面です。
- ・平面図：建物の用途や構成がわかる図面です。
- ・立面図：建物の高さや外観のデザインがわかる図面です。
- ・パース図（完成予想図）：色彩も含めた完成イメージをわかりやすく描いた図面です。

屋根や外壁の色彩に関する書類も添付してください。

### 〈写真〉

上記図面を補足する写真も添付してください。

- ・現況写真：特定の位置から撮影した現況写真と、撮影方向を示した図面を添付してください。そして土地を造成したり、建物を建てたりするエリアを示してください。その土地に近接した道路や、その土地が望見できる景勝ルート（P.18 参照）からの写真があると協議の上でも参考になります。
- ・航空写真：計画敷地も含む周辺環境の状態がわかるため、添付を推奨します。

### 3. 届出の手順

- ①行為に着手する6ヶ月前までに村長に届出を行ってください。  
(白川村役場 総務課環境係が窓口となっています。前項の必要書類を提出してください。  
不明な点等ある場合は、気軽にご相談ください。)
- ②村は、景観計画に定められた方針及び基準をもとに、届出を受理できるか否かを判断します。場合によっては、白川村景観審議会を開催し、委員の方々に意見を求めます。
- ③必要と認める時は、届出を行った事業者に対し指導・助言を行い、届出を受理もしくは不受理という回答をします。  
受理の場合：当該行為に関する協定を締結し、その協定を遵守してください。  
不受理の場合：その理由を明らかにし、当該行為の見直しを求めます（勧告）。村は、  
重点景観形成地区における特定届出対象行為に対しては、変更命令を行うことができます。
- ④届出した行為を変更する際には、再度、村長に届出を行ってください。

## 第4章 景観形成の内容

### 1. 景観計画区域における景観形成の方針と景観形成基準

白川村の景観形成の目標（P.9 参照）を達成するために、表3の景観形成基準を満たすものとします。

表3 景観計画区域における景観形成基準

対象	景観形成基準
建築物・工作物	
土地の区画形質の変更（宅地の造成、車道開設、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更）	○周辺景観との調和を図ります。特に、景勝ルート沿いは、積極的な景観形成に努めます。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	○廃棄物は、屋外に堆積しません。土石等の堆積は、景勝ルートの沿道景観に大きな影響を与えないよう配慮します。
森林、木材の伐採	○建造物が露出するような伐採は行わないよう努めます。



## 2. 重点景観形成地区における景観形成の方針と景観形成基準

### (1) 荻町地区

荻町地区は、この地方独特の「合掌造り家屋」を中心とした集落景観をよく残しているため、この伝統的な農山村の集落景観を保全します。

#### 〈土地利用の基本方針〉

- 環境容量に見合った観光客を受け入れることにより、良好な環境を維持します。
- 荻町地区を取りまく自然環境と調和した景観形成を図ります。
- 合掌造り家屋だけではなく、農地や水路等も保全します。

#### 〈交通や道路整備の基本方針〉

- 住民の交通安全と世界遺産の景観保全、質の高い観光を共に実現するため、観光車両が荻町地区内へ流入しない方策を実施します。
- 景観に配慮した一貫した道路デザインと整備を行ないます。

#### 〈建築物等の基本方針〉

- 白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画や景観保存基準、景観保存基準におけるガイドラインに基づく修理・修景を実施します。

#### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 「荻町から看板を失くす運動」によるものとします。



荻町地区の景観形成基準（表4）は、白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存条例に規定する白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画（以下、計画）、白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準（以下、基）、景観保存基準におけるガイドライン（以下、ガ）によるものとします。また、屋外広告物に関しては「荻町から看板を失くす運動」によるものとします。

表4 荻町地区における景観形成基準

対象		景観形成基準
建築物	基本方針	○伝統的建造物（以下伝建物）の移転、除却、増築、改築及び伝建物以外の建造物の新築、増築については修理・復原・修景・復旧・整備によるもの以外は行なわないことを原則とする。（計画）
	位置	○旧国道に面する建築物の壁面線は、前面道路より原則として1.8m以上の距離を置く。（基） ○新築の場合、伝建物とは、原則としてその壁面間で6m以上の水平距離を置く。（基） ○新築の場合、原則として従前の敷地内とする。（ガ） ○屋根雪処理の理由により前面道路から後退する場合は、6mを限度とする。ただし、駐車場及びその他の目的として許可を受けた敷地はその目的外に使用してはならない。（基）
	外観 （通則）	○保存地区に調和する形態・材料・色彩を用いる。（基） ○建築物本体と調和する軒の出（80～140cm）とする。（基） ○建築物の基礎を石又は土・木以外の材料でしたものは、その見え掛り高さを20cm以下とする。（基） ○土縁（犬走り）は土面露出又は自然石敷とし、縁石は自然石とする。（基） ○敷地面は舗装を避け土面露出または小砂利敷とする。自然石の敷石、飛石などはこの限りではない。（基） ○棟は南北又は旧国道・国道及び山や川に平行方向とする。（基）
	外観 （伝建物）	○伝建物の外観は原則として現状維持又は復原修理とし、道路から通常望見できる内部（玄関・縁など）も同様とする。（基） ○屋根は切妻又は入母屋とする。屋根材料は茅葺・板葺き・金属板とする。金属板の場合、色は濃茶又は黒色とする。（基） ○内法高より上部の壁は伝統的様式による仕様（小壁・縦板張・下見板張りで柱・貫あらかし）とする（基） ○合掌造りの軒裏は茅葺・やなか・くんだりあらかしとし、非合掌造りの軒裏は野地板・たるきあらかし・腕木・桁あらかしとする。（基） ○内法高より下部の壁・腰は伝統的様式による仕様（縦板張・下見板張・簾子下見板張で柱・貫あらかし）とする。（基） ○建具は建具例にしたがう。（基） ○色彩は材料の自然色又は古色塗とする。（基） ○礎石及び束石は自然石とする。（基）

対象		景観形成基準
建築物	外観 (非伝建物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合掌造り家屋に似せたものを造らない。(計画)</li> <li>○新築は自然色又は古色塗、増改築は古色塗とする。漆喰壁は白、土色とし、金属板・その他は守る会が認めた色彩とする。(基)</li> <li>○屋根は原則として切妻(屋根面積の2/3以上)とし、屋根材料は金属板(瓦棒葺・平葺・横葺)か、日本瓦で色は濃茶又は黒色とする。(基)</li> <li>○棟はハコムネとする。(基)</li> <li>○壁は伝統様式(横又は縦板張で貫あらかし、縦板張、下見板張、塗壁)とする。金属板等の使用は守る会が認めた箇所のみとする。(基)</li> <li>○妻壁は真壁造りで伝統的様式とする。(基)</li> <li>○建具は伝統的様式によるものとする。アルミサッシ仕様の場合はブロンズカラーのものとする。(基)</li> <li>○手摺を設ける場合、木造の伝統的様式とする。(基)</li> <li>○出窓は庇を設けた和風建築様式とする。(基)</li> <li>○軒裏は伝統的様式(野地板・たるきあらかし・腕木・桁あらかし)とする。(基)</li> <li>○屋根勾配は2寸以上、5寸以内とする(茅屋根はこの限りではない)。(基)</li> <li>○車庫シャッターは金属部等に板張り又は木製大戸とする。(基)</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○10m以下とする。(基)</li> <li>○合掌造りの落屋の棟高は4.2m以下とする。(基)</li> <li>○非伝建物の桁高は6.2m以内とする。(基)</li> <li>○新築する車庫・倉庫の桁高は4.7m以下とする。(基)</li> </ul>
	面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合掌造り家屋に接続して増築する部分は、床面積が合掌造り家屋部分の1/2を超えないもの、または100㎡を超えないものとし、桁行長さは9.1m(5間)以内とする。(基)</li> <li>○新築面積は原則として既存建築面積の5割増を限度とする。(ガ)</li> <li>○新規世帯における住居用の建築物の面積は最小限度とする。(ガ)</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路から通常望見できる位置に設置する場合は、覆い等を設けて直接露出させないようにする。(基)</li> <li>○屋根の消雪装置は景観を配慮したものとする。(基)</li> <li>○消雪池は、自然石仕上げとし、最小限度とする。(ガ)</li> </ul>
工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○10m以下とする。(基)</li> </ul>
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○形態・材料・色彩・位置は景観を損なわないものとする。</li> <li>○材質は、木・石・皮革・毛皮類のいずれかとする。</li> <li>○高さ3m以下、2㎡以内とする。</li> </ul>
土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として認めないが、住居に必要な許可建築物、工作物の新・改・増築のための造成は、既存敷地面積の3割増を限度とする(接続隣地)。(ガ)</li> <li>○公共の用に供する施設整備に必要な用地は最小限度とする。(ガ)</li> </ul>

対象	景観形成基準
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の居住に必要最小限度とし、借有料駐車場として利用しないこと。 また、新規営業用（店舗の客用）の駐車所については最小限度とし、 現有の駐車場の拡大は原則として認めない。（ガ）</li> <li>○景観を考慮し、植栽による修景を施す。（ガ）</li> <li>○ガイドラインに適合しない現有の駐車場に関しては、順次ガイドラインに 沿うように整備する。（ガ）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田・田畑・旧道・水面など山村集落の自然な形を害さないよう保存 するものとする。（基）</li> </ul>

## (2) 世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区

### ①農地として主に利用されている区域

本来の農地としての景観を保全・回復することを基本とし、その回復が困難な土地については緑地＝オープンスペース（樹林地も含む。）として保全します。

#### 〈土地利用の基本方針〉

- 農地または緑地として保全・活用します。

#### 〈交通や道路整備の基本方針〉

- 白川村では、世界遺産である荻町地区内への観光車両の流入を防ぐために、規制・誘導等の交通対策を実施しています。世界遺産マスタープランにおいても、荻町地区内に観光車両が進入しない環境を目指し、観光車両用駐車場は地区外に整備する方針を掲げています。しかし、駐車場造成は景観に与える影響が大きく、荻町地区外においても無秩序に行われるべきではありません。これまでの交通対策の経緯を踏まえ、観光車両を適切に誘導する目的のもと、注意深く計画的に行われるべき事項です。したがって、公的な計画に基づかない駐車場造成は行わないこととし、それを目的とする農地転用や宅地造成は厳しく規制します。既に寺尾では、臨時駐車場が整備されていますが、特に荻町城趾からの眺望景観に十分配慮し、積極的な修景に取り組みます。
- 道路に関しては、重要な観光動線となっているものもあり、農地・緑地景観に調和した整備を行います。

#### 〈建築物等の基本方針〉

- 農地の維持を基本とし、荻町地区、荻町城趾などの重要な視点場、主要な観光動線上※から見える景観を阻害する建築物等の開発を規制します。農地の維持に必要となる農機具小屋等に関しては、農地・緑地景観に調和したものとし、その規模、形態等については個別に白川村の関係部門と協議の上、建築できるものとします（そのため、景観形成基準を設けておりません）。

#### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 屋外広告物は設置しないことを基本とします。

※ 主要な観光動線とは、国道156号、国道360号、それら主要幹線から公共駐車場までの道路、そこから徒歩で荻町地区内へ入るルート、それら主要幹線から荻町城趾などの展望台に至る道路等を指す。



## ②宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域

小呂は荻町地区と接していることに加え、せせらぎ公園駐車場や総合案内所であいの館などが立地し、世界遺産集落の入口としての性格が強い区域です。また、来訪者が多く集まる場所であるため、店舗や駐車場などの開発圧力が高い区域でもあります。したがって、開発行為をコントロールするとともに、荻町地区と調和する景観形成を図ります。

寺田、下ゴソは、それぞれが国道156号の南からの進入口、国道360号の飛騨市側からの進入口となっており、入口としてふさわしい景観形成を図ります。

高速道路やその関係施設は、世界遺産登録以前より計画されていたものですが、景観に大きな影響を与える大規模開発となっています。今後も、周囲に広がる森林区域（後述）と調和する積極的な修景を図ります。

飯島・鳩谷・島・戸ヶ野における大規模な開発行為、特に高さのある建築物や工作物の建設は、荻町地区と一体となった景観を保全し、白川郷ICから世界遺産までの沿道景観を形成するために、適切なコントロールが必要です。一方で、まちづくりの観点からは、集落ごとに個性ある景観形成を検討すべきです。したがって、世界遺産や沿道景観に大きく影響を与える開発のコントロール以外は、集落ごとに独自の方針を定め、景観形成を推進します。

### 〈土地利用の基本方針〉

- 既に開発行為が行われていることを根拠として、観光関連の施設開発等が無秩序に行われるようなことがないように、「世界遺産マスタープラン」に掲げられた交通や観光に関する方針に基づき、世界遺産の保存管理と矛盾しない土地利用を誘導します。
- 飯島・鳩谷・島・戸ヶ野では、世界遺産や沿道景観に大きく影響を与える開発のコントロールは行いますが、各集落の生活環境の向上や、地域振興の取り組みは阻害しないものとします。

### 〈交通や道路整備の基本方針〉

- 白川村では、世界遺産である荻町地区内への観光車両の流入を防ぐために、規制・誘導等の交通対策を実施しています。世界遺産マスタープランにおいても、荻町地区内に観光車両が進入しない環境を目指し、観光車両用駐車場は地区外に整備する方針を掲げています。しかし、駐車場造成は景観に与える影響が大きく、荻町地区外においても無秩序に行われるべきではありません。これまでの交通対策の経緯を踏まえ、観光車両を適切に誘導する目的のもと、注意深く計画的に行われるべき事項です。したがって、公的な計画に基づかない駐車場造成は行わないこととし、それを目的とする農地転用や宅地造成は厳しく規制します。
- 飯島・鳩谷・島・戸ヶ野については、集落毎に独自に方針を定めます。
- 世界遺産の入口にふさわしい道路環境の整備に努め、デザインされた案内板の設置等により、来訪者への適切な案内や、観光車両の円滑な誘導を行います。

### 〈建築物等の基本方針〉

- 小呂、下ゴソ、寺田、高速道路敷地については、景観形成基準に基づいた修景を積極的に行うことにより、世界遺産と調和する魅力的な景観を形成します。
- 飯島・鳩谷・島・戸ヶ野については、既存の建築物の規模（特に高さ）を超えるような、世界遺産や沿道景観に大きく影響を与える建築物や工作物の開発をコントロールします。また、沿道景観は積極的な景観形成に努めます。建築物や工作物のデザイン等の詳細は、集落ごとに独自に定めます。

### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 屋外広告物に関しては乱立を避け、周辺の景観に配慮したものとします。



宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域では、以下（表5、表6）の景観形成基準を満たすものとします。

表5 小呂、下ゴソ、寺田・センガイワ、高速道路敷地における景観形成基準

対象		景観形成基準	
建築物・工作物	配置	○自然環境や周辺景観と調和したものとします。	
	外観	意匠・形態	○自然環境や周辺景観と調和したものとします。
		高さ	○荻町城趾などの重要な視点場からの景観を阻害しないように配慮し、高さが10m以内となるように努めます。
		材料	○人工的な材料は避け、自然環境や周辺景観と調和した質の高いものを用います。
		色彩	○屋根および外壁は、自然環境や周辺景観と調和した落ち着いた色彩とします。
		設備類	○空調及び給排水等の設備は、通りから見えない位置に設けるか、または覆いをするなどにより露出しないよう配慮します。
敷地の緑化		○必要な場合は、周辺の自然環境と調和した植栽等による緑化を行います。	

対象		景観形成基準
建築物・工作物	電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、携帯電話の基地局等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産である荻町地区全域または重要な視点場から見えな い場所での設置に努めます。</li> <li>○できる限り目立たない色彩とします。</li> </ul>
	擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○擁壁は、緑化や石積を施すこと等により修景します。</li> </ul>
宅地の造成等 (宅地の造成、土地の開墾、 車道開設、その他土地の形 質の変更)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境や周辺景観と調和したものとします。</li> <li>○既存の地形を生かした造成に努め、法面や擁壁ができる限り 生じないようにします。</li> <li>○景観上良好な樹木や樹林は、可能な限り維持します。</li> </ul>
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的な計画に基づかない駐車場造成は行いません。</li> <li>○住宅や店舗に付随する駐車場に関しては、必要最小限としま す。必要な場合は、周辺の自然環境と調和した植栽等による 緑化を行います。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、 再生資源、その他の物件の 堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外には堆積しないよう努めます（廃棄物に関しては、屋外 に堆積しません）。</li> </ul>
広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用広告以外の営業広告は設けないように努めます。</li> <li>○表示面積及び掲出数は必要最小限とし、主要な観光動線から の景観にふさわしい、自然環境や周辺景観と調和した規模・ 形状・意匠・色彩とします。</li> </ul>



表 6 飯島・鳩谷・島・戸ヶ野における景観形成基準

対象	景観形成基準
<p>建築物・工作物</p> <p>土地の区画形質の変更（宅地の造成、車道開設、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更）</p>	<p>○既存の建築物や工作物の規模を超える開発は、色彩、高さ、形態などにおいて周辺景観との調和を図ります。特に、国道 156 号（景勝ルートとして選定）沿いは、積極的な景観形成に努める他、鳩谷や戸ヶ野の南側などにおける荻町地区全域または重要な視点場から望見できる開発は、その景観に影響を与えないものとします。</p> <p>○デザインなどの詳細は、各集落で独自に定めます。</p>
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積</p>	<p>○屋外には堆積しないよう努めます（廃棄物に関しては、屋外に堆積しません）。特に、国道 156 号（景勝ルートとして選定）沿いや、荻町地区全域または重要な視点場からの景観に大きな影響を与えないものとします。</p>
<p>森林、木材の伐採</p>	<p>○森林法による規制や、森林施業と矛盾しないものであれば、伐採を妨げませんが、景観上重要な樹林の伐採や、開発行為が露出するような伐採は行いません。</p>
<p>屋外広告物</p>	<p>○周辺景観と調和した色彩・規模・高さとします。</p> <p>○沿道に、広告物が乱立しないよう努めます。</p>

### ③文化財としての価値を有する区域

文化財としての価値を有する城趾を尊重した景観保全を行います。

#### 〈土地利用の基本方針〉

- 元々石垣で掘が築かれていましたが、その石は上長の新田開発の際に、農地の法面石積に利用されたため、現在は空掘の土塁が残されている状況です。展望台として活用する際にも、土塁等の歴史的遺構や史跡としての価値を尊重したものとします。

#### 〈建築物等の基本方針〉

- 建築物や工作物は、歴史的遺構や史跡の価値を阻害しないものとします。その規模、形態等については個別に白川村の関係部門と協議の上、建築できるものとします（そのため、景観形成基準を設けておりません）。

#### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 商業目的の屋外広告物は設置しないことを基本とします。史跡の価値を伝えるための案内板等は、歴史的遺構や史跡としての価値を尊重したものとします。

### ④河川区域

河川としての景観を保全します。

#### 〈土地利用の基本方針〉

- 河川または緑地＝オープンスペース（樹林地を含む）として保全・活用します。

#### 〈交通や道路整備の基本方針〉

- 河川沿いには、せせらぎ遊歩道などの散策路が整備されています。新たに遊歩道などを整備する際には周囲の環境と馴染む素朴なものとし、

#### 〈建築物等の基本方針〉

- 河川区域には、北から白川橋、白萩橋、萩町橋、せせらぎ橋、であい橋、小呂橋が架橋されており、東海北陸自動車道の高架橋も渡っています。これらの橋の更新等を行う際には歴史的風致に配慮したものと、原則、新たな架橋は行いません。
- 建築物や工作物は、河川景観を阻害しないものとします。その規模、形態等については個別に白川村の関係部門と協議の上、建築できるものとします（そのため、景観形成基準を設けておりません）。

#### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 商業目的の屋外広告物は設置しないことを基本としますが、案内板等は周辺の景観に配慮しつつ、観光客を適切に案内できるわかりやすいものとします。

## ⑤森林区域

森林は集落を囲む里山と深い奥山で構成され、農山村の景観を構成する重要な要素です。森林は新緑、紅葉など四季折々の変化を生み出すだけでなく、里山の植物資源は合掌造り家屋と深い関わりがあります。さらに、景観を阻害する要素を目隠しする効果もあります。森林では大規模な皆伐はせず、景観を向上させるための適切な管理を行います。

### 〈土地利用の基本方針〉

- 森林として保全・活用します。

### 〈交通や道路整備の基本方針〉

- 林道等を整備する際には、土地の改変を最小限にとどめる設計とし、法面等の整備は景観と調和したものとしします。

### 〈建築物等の基本方針〉

- 森林の維持を基本とし、荻町地区や荻町城趾からの眺望景観を損なう建築物等の開発を規制します。林業や里山の維持管理に必要な施設は、景観に調和したものとし、規模および形態等は白川村の関係部門と協議の上、建築できるものとしします。(そのため、景観形成基準を設けておりません)。

### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 屋外広告物は設置しないことを基本としします。

### (3) 平瀬地区

平瀬地区は、もてなし豊かな温泉のまち、くらしが息づく住み続けられるまち、そして、自然の恵みに代表される地域資源を活かした開拓の歴史を受け継ぐまちという目標に適した景観を形成します。

#### 〈土地利用の基本方針〉

- 平瀬地区は、景観特性により下記の土地利用を推進します。
  - ・ まちの背景としての大自然の風景を守り育てます。
  - ・ 上ムラの村落の風景を守り育てます。
  - ・ 下ガラの街道まちの風景を守り育てます。

#### 〈交通や道路整備の基本方針〉

- 平瀬バイパスの整備により地区内の通過交通を排除することができています。したがって、旧国道 156 号は歩行者を優先する道路とし、人との出逢いや自然とのふれあいが多く生まれるようにポケットパーク等の整備を行い、歩行者ネットワークを形成します。
- 地区の活性化のため、適正な駐車場配置を図ります。

#### 〈建築物等の基本方針〉

- 景観に大きな影響を及ぼす大規模建造物を抑制し、自然環境や町並みとの調和をはかります。
- 建築物は、温泉街の風情を醸しだす落ち着いた佇まいを感じさせる形態、質の高い素材、色彩とします。温泉街や商店との連携を図り、温泉街を散策する楽しさを提供します。
- 風情ある雰囲気をつくるために敷設空間を確保し、ゆとりと潤いをもった町並みの形成に努めます。

#### 〈屋外広告物の基本方針〉

- 屋外広告物は、温泉街の風情を醸しだす落ち着いた佇まいを感じさせる形態、質の高い素材、色彩とします。

平瀬地区の景観形成基準（表 7）は、平瀬地区風景づくり協定によるものとします。

表7 平瀬地区における景観形成基準

対象		景観形成基準	
建物の建て方	建物の高さ	○建物の高さには、周囲の家々に対する住まい手の心遣いや、地域にとって大切なものへの人々の敬意が表れます。	○建物は、杉林や神社の森などの自然や、周囲の家と調和する高さとします。
	屋根	○土地の気候・風土やまちの性格に応じた屋根の連なりは、その土地らしい風景を形づくりします。 ○雪深い平瀬の代表的な屋根の形は、町家や合掌家屋に見られる切妻屋根であり、軒の深さに特徴があります。 ○遠望される屋根の連なりの美しさは、風景の良し悪しを大きく左右します。とくに色彩の調和には十分な配慮が必要です。	○建物の屋根は、2方向以上に傾斜させ、軒の深い造りとします。 ○建物の屋根は、落ち着いた色調で、周囲と調和する素材を用います。
	外壁・開口部	○伝統家屋に見られる外壁や開口部は、陰影に富み、また時の経過とともに味わいが増す材料が用いられるなど、その豊かな表情は風景の魅力を高めています。	○建物の外壁・開口部は、表情豊かなものとします。 ○建物の外壁・開口部は落ち着いた色調で、周囲と調和する素材を用います。
敷地の使い方	空地・駐車場	○手入れの不十分な駐車場や空地は、風景の魅力を損なうが、ちょっとした植栽や草花で彩ることによって、風景と調和したものとすることができます。	○当面、建物を建てる予定のない空地や屋外駐車場にも、植栽などを施します。
	建物の配置	○建物の配置は、まちの性格に応じた特徴をもち、それが風景のまとまりと変化を生み出しています。 ○街道沿いでは、道に面して建物が建ち並ぶことにより町並みが形成され、その他の地域では、建物の周りのゆとりが開放的な風景を生み出しています。	○建物は周囲の風景と調和した配置とします。
	敷地の手入れの仕方	○建物や敷地の周りのしつらえは、通りかかる人々に対する住まい手の心遣いの表れです。 ○街道沿いでは通りの賑わいの演出、庄川沿いや田圃沿いでは伸びやかな風景との一体感の演出、バイパス沿いでは地形や豊かな樹木の保全などが、大切です。	○小さなしつけや工夫によって、豊かで美しい表情づくりに努めます。
広告物のあり方	○無秩序な広告物は風景の魅力を損ないませんが、色彩・規模・形状・意匠・掲出位置等に十分配慮し、かつ全体として統一感のある広告物とすることによって、地域のイメージ向上に寄与することができます。	○屋外広告は周囲の風景と調和したものとします。	

### 3. 公共事業および電気・通信などのインフラの整備方針

公共事業、電気・通信などのインフラ整備による開発行為は大規模なものが多いことから、周辺環境に調和するよう特段の配慮が必要であり、これら施設の整備をする際には、村が景観形成に先導的役割を果たすようにしなければなりません。特に重点景観形成地区における公共事業に関しては、それぞれに定める景観形成の方針を遵守し、景観審議会にて規模・色彩・意匠や、代替案の可能性などを十分検討するなど、景観形成に必要な措置を講じます。

表8の整備方針をもとに、国・岐阜県・事業者などの関係機関と連携を図り、より良い景観形成を推進します。

表8 公共事業等の景観整備方針

対象		整備方針
道路・橋梁	道路	○周辺景観と調和した道路整備に努めます。
	駐車場・乗降場等	○村全体または地区毎の交通マネジメントの方針に基づくものとします。 ○「荻町地区」および「世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区」においては、世界遺産マスタープランの方針および交通対策などの計画に基づいたものとします。また、整備の際には、景観と調和した質の高い舗装材の導入や、樹木等による十分な修景を行います。
	橋梁	○位置・規模・色彩・構造等を検討し、周辺景観との調和に努めます。 ○「荻町地区」においては、既設の橋の更新等の際には歴史的風致に配慮したものとし、原則、新たな架橋は行いません。
	附属施設（ガードレール、規制標識等）	○必要に応じて景観色塗装や、形態の統一を検討します。
建築物		○大規模な建築物や、近代的な設備等を整備する際は、落ち着いた色彩を用いたり、植栽を施すなどの修景を行います。
工作物（擁壁・雪崩防護柵・水路等の施設）		○安全性や機能性を確保しつつ、周辺景観に調和するよう配慮します。 ○特に、「荻町地区」および「世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区」においては、景観と調和した質の高い工法の導入や緑化等による十分な修景を行います。
公園等		○周辺環境と調和した公園整備に努めます。
河川		○周辺環境と調和した河川整備に努めます。

対象	整備方針
案内サイン、電光掲示板	○配置・形態・意匠・高さの統一や、集約化に努める等、わかりやすさと景観との調和を両立させます。
照明（街灯・ライトアップ施設）	○街灯は歩行者の安全性を確保しつつも過度な設置を避け、集落の雰囲気を引き出すものとします。 ○ライトアップ施設は、樹林地内での整備や景観色塗装など、十分に景観と調和したものとします。
防災施設	○消火栓や放水銃、貯水槽や防災グラウンド等の防災施設について、必要な場合は地区の景観特性に配慮したものとします。
電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線の支持物 携帯電話の基地局等	○周囲の景観に配慮し、できるだけ目立たない位置に整備します。（例：稜線を崩さないよう、尾根からできるだけ低い位置や、樹林地の近くで整備します。）特に「荻町地区」および「世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区」においては、荻町地区全域または重要な視点場から見えない場所（樹林地で隠れる等）での設置に努めます。 ○周辺環境に馴染む色彩とし、機能を満たすための必要最小限の大きさ及び高さとします。（乱立を防ぐために、共架可能な構造とする際には、この限りではありません。） ○景観上重要な場所では、電線・電柱の地中化を推進します。

## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 1. 景観重要建造物、景観重要樹木とは

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し景観計画区域内の良好な景観形成に重要なものであり、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものを、景観重要建造物及び樹木として指定することができます。本景観計画では、必要に応じて景観重要建造物や景観重要樹木へ指定することができるように、指定の方針を定めます。

### 2. 指定の方針

以下の①～③の項目のうち、いずれかに当てはまる建造物および樹木について、景観重要建造物、景観重要樹木に指定することができます。

- ① 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- ② 自然、歴史、文化、生活などの特性が現れているもの
- ③ 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの



## 第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

### 1. 農業振興地域整備計画とは

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域内の土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

景観計画では、この景観農業振興地域整備計画の策定を検討する際の指針として、農地景観を保全・形成するために必要な基本的事項を定めます。

### 2. 保全・形成すべき農業景観の特色

白川村の各集落には、水田や畑等の耕作地が宅地と共に存在し、森林等も含めた自然環境と調和した景観をとなっています。これらは白川村を特色づける農山村景観の重要な要素です。また、山林に囲まれ、土地の形状に即した農業が営まれてきたため、耕作地を支える石積等も伝統的な景観を知る上で大切な要素です。

### 3. 景観を保全・創出するための方針

営農を継続することを前提とし、土地の農業上の利用や、農業用施設の整備についても周囲の景観との調和に配慮し、地域の意向を踏まえた農業の振興を図ります。

## 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

### 1. 屋外広告物の制限について

景観形成を行う際には、屋外広告物に関しても、景観と調和させるための取り組みが必要となります。そこで、景観計画にて定めた景観形成の方針に基づき、建築物や工作物の景観形成基準に併せ、屋外広告物を掲出する物件（以下、「屋外広告物等」という。）の設置に関する行為の制限を定めています。加えて白川村は、景観計画に定める制限に基づき、別途、白川村屋外広告物条例を制定することができます。

景観計画では、白川村屋外広告物条例の策定を検討する際の指針として、必要な基本的事項を定めます。

### 2. 制限の方針

屋外広告物は、良好な景観形成に大きく影響します。特に、農地が広がる区域では、できる限り設置しないことが理想であり、設置する際にも景観に十分に配慮したものとすることが求められます。したがって、村全域を屋外広告物等の設置に関する行為の禁止地域又は許可地域とすることで、基準に適合しない屋外広告物等は認めないとする等の対策を検討します。

基準として定める項目は、屋外広告物の個数、位置、規模、表示面積、形態、意匠、色彩、照明、その他必要な事項とします。

## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

### 1. 景観重要公共施設とは

白川村の景観は、建築物や、農地・森林などの土地利用だけではなく、骨格となる道路や河川なども重要な景観要素となっています。景観法では、良好な景観形成に大きな影響を与える公共施設（道路、河川、公園など）を「景観重要公共施設」として指定することができます。指定することで、これらの公共施設の整備の際に配慮すべき事項や、占用する際の基準を定めることができ、周辺環境と調和させたり、施設自体の景観特性を高めることが可能になります。

### 2. 景観重要公共施設の指定の方針

本景観計画では、第4章にて公共事業および電気・通信などのインフラの整備方針を定めています。よりそれら方針や基準の実効力を高めるために、景観上重要な役割を持っている公共施設の指定を検討します。

## 第9章 景観形成を支援する仕組み

白川村景観条例は、景観形成を支援する仕組みをもっています。景観形成の方針やルールの整備だけでなく、これらのメニューを活用し、皆が意欲を持って景観形成に取り組める環境づくりを行っていくことが課題です。

### 〈まちづくり協定・まちづくり地域団体〉

- ・地域のまちづくりや景観形成をすすめるために、住民が自らルール（まちづくり協定）を定めることができます。
- ・地域のまちづくりや景観形成をすすめる主体組織を「まちづくり地域団体」として位置づけることができます。

### 〈表彰〉

- ・村は、下記対象を表彰することができます。
  - 景観形成に寄与していると認める建築物等の所有者、設計者及び施工者等
  - 優れた景観形成に貢献している個人又は団体等

### 〈技術的支援・経費の一部助成〉

- ・村は、下記取り組みに対して技術的支援や経費の一部助成を行うことができます。
  - まちづくり協定を締結して進める緑化の推進や管理等
  - まちづくり地域団体の活動
  - 景観重要建造物等の保全等、景観形成のために特に必要であると認めるもの
- ・村は、景観重要建造物等の保存又は活用のために特に必要であると認めるときは、当該景観重要建造物等及び土地を買い取ることができます。